

北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第 26 号

国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（平成 30 年国税庁告示第 21 号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日は、その期限が平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までの間に到来するものについて、平成 31 年 1 月 31 日までとする。

平成 30 年 12 月 12 日

国税庁長官 藤井 健志